

江別市都市公園（旭公園外計 230 公園）指定管理者選定結果報告書

令和 7 年 1 0 月 1 5 日
江別市指定管理者選定委員会

江別市都市公園（旭公園外計 230 公園）指定管理者選定結果報告書

江別市都市公園（旭公園外計 230 公園）の指定管理者選定にあたり、江別市指定管理者選定委員会は、応募団体から提出された申請書類の内容確認を含むヒアリングを行い、当該施設の管理を行う指定管理者となるべき団体を選定しましたので、選定結果を報告します。

1 江別市指定管理者選定委員会

委員長	武藤 俊雄	北海道大学公共政策大学院 准教授
副委員長	堀井 修一	北海道税理士会札幌東支部 税理士
	中井 悦子	江別消費者協会 会長
	鈴木 智枝	江別市女性団体協議会 事務局長
	白崎 敬浩	江別市総務部長
	惣万 祐仁	江別市建設部長

2 選定経過

項 目	日 程
公募の周知	令和 7 年 7 月下旬～
募集要項説明会	令和 7 年 8 月 1 日
募集要項配布期間	令和 7 年 7 月 3 0 日～9 月 9 日
質問の受付	令和 7 年 7 月 3 0 日～8 月 2 9 日
応募書類の受付	令和 7 年 7 月 3 0 日～9 月 9 日
選定委員会（ヒアリング、採点審査、選定）	令和 7 年 1 0 月 1 5 日

3 審査結果

江別市指定管理者選定委員会において厳正な審査を行った結果、当該施設の管理を行う指定管理者となるべき団体を次のように選定しました。

(1) 応募団体

江別環境整備事業協同組合 1 団体

(2) 審査得点（出席委員 6 人）

団体名称	配点	得点
江別環境整備事業協同組合	300 点	179.0 点

※得点は全委員の平均点です

(3) 選定団体

所在地：江別市工業町 19 番地 1

団体名：江別環境整備事業協同組合

(4) 選定理由

団体名	総 評
江別環境整備事業協同組合	当該団体からは、現指定管理者としてこれまで蓄積してきた実績や経験に基づいて、管理運営を実施する旨の提案がなされた。 審査では、施設の効用発揮について、公園の草刈りや倒木の撤去等を速やかに行い、効率的なパトロールができるよう体制が整えられているほか、職員を育成する研修プログラムなどが充実しており、施設の安定運営についても確保されているとの意見があった。 以上議論を経て、各委員による採点を行い、集計の結果、得点が配点の5割を超えたことから、当該施設の次期指定管理者となるべき団体として選定したものである。

■指定管理者被選定者採点集計表（施設名：都市公園）

選 定 基 準	配点	江別環境整備事業協 同組合
		得点
1 市民の平等利用確保	30	18.7
(1) 市の方針や、施設の設置目的を理解した適切な管理運営方針であるか。	10	6.7
(2) 一部の市民又は団体を優遇したり、不当に利用を制限するおそれはないか。	10	6.3
(3) 情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	10	5.7
2 施設の効用発揮	90	53.9
(1) 公園内（冬期を含む）の適切な安全対策が示されているか。	10	6.3
(2) 各施設（遊具、設備、園地等）の点検や劣化・破損等への対応の方策、樹木、芝生等植物の育成管理の方策が具体的に示されているか。	10	6.0
(3) 防犯・防災対策が具体的かつ適切な提案になっているか。	10	5.7
(4) 放置自転車、犬の放し飼い、火気利用等、不適切な公園利用への具体的な対策が提案されているか。	10	5.3
(5) 施設利用の促進が図られ、利用者の増加は見込めるか。	10	6.3
(6) 利用者・利用団体等に対し良好なサービスを提供できる提案となっているか。	10	6.3
(7) 施設の管理運営に際し、効率的で高精度化が期待できるか。	10	5.7
(8) 施設の管理運営に際し、定期的に評価し、改善に結びつける方策がとられているか。	10	6.3
(9) 公園の特長を活かした自主事業の提案がなされているか。	10	6.0
3 施設の安定運営	70	41.7
(1) 団体の経営状況に問題はないか。	10	6.3
(2) 施設の現状、関連法令等を正しく認識し、適切かつ具体的な管理運営の提案がなされているか。	10	6.3
(3) 職員体制及び研修計画は十分であるか。	10	5.7
(4) 利用者の安全確保方策（体制及びマニュアル等）は十分か。	10	5.7
(5) 管理運営実績は良好であるか。また、必要な管理能力を有することが期待できるか。	10	6.0
(6) 第三者委託予定業務は必要最小限のものであるか。	10	5.7
(7) 第三者委託や物品調達の際は、地域企業の活用に配慮しているか。	10	6.0
4 施設管理経費の縮減	50	29.7
(1) 収支計画書の積算根拠は具体的かつ妥当なものであるか。	10	5.7
(2) 管理経費の削減が図られる内容となっているか。	20	12.0
(3) 管理経費の縮減に創意工夫が見られるか。	20	12.0
5 その他市長が定める基準	60	35.0
(1) 利用者・利用団体等の意見の聞き入れ方策、及びその対応手法は適切か。	10	5.0
(2) 地域雇用の創出など地域の活性化に積極的に貢献できるか。	10	6.2
(3) 環境への配慮が充分なされているか。	10	5.3
(4) 地域（特にアダプト団体）との協働や連携が認められる計画になっているか。	10	6.0
(5) 社会的貢献は期待できるか。	10	6.8
(6) 幅広い世代の意見を取り込む工夫がなされているか。	10	5.7
総合評定	300	179.0
「やや劣っている」・「劣」の項目数（全162項目）	0	選定